

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年9月まで

私が20歳になった際、当時、私は仕事が忙しかったので、私の母が私に代わり国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれた。私の母は、お金に関しては几帳面な性格であったので、保険料を納付していないとは考えられない。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は16か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、特殊台帳から、申立人は、昭和46年10月から47年6月までの国民年金保険料を49年9月27日に特例納付したことが確認でき、その納付額は本来8,100円であるところ、5,400円と誤った金額が記録されている上、申立期間直後の期間である46年10月から47年3月までの国民年金保険料については特例納付により納付済と記録されるべきところ、未納と記録されているため、オンライン記録上の当該期間の納付記録についても平成22年3月に記録訂正が行われるまでの間は未納期間として記録されていたことが確認できるなど、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

さらに、法令上、特例納付は先に経過した期間から納付するとされていることから、昭和46年10月から47年6月までの国民年金保険料を特例納付した49年9月27日時点では、申立期間の国民年金保険料は既に納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和45年6月から46年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年1月から同年3月まで

夫が平成14年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、夫の国民年金の加入手続と私の国民年金被保険者資格を第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替える種別変更の手続を同時に行った。

申立期間の国民年金保険料は、夫の分と併せ夫婦二人分の保険料を納付しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、申立人の夫は、申立期間を含むすべての国民年金加入期間について国民年金保険料を納付しており、夫婦の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立人の夫がA事業所を退職後しばらくして（平成14年7月ごろ）、夫と一緒にB市区町村へ行き、夫の国民年金加入手続と申立人自身の国民年金被保険者資格の種別変更手続を行ったとしているところ、B市区町村の国民年金オンラインシステムから、申立人の夫の国民年金加入手続及び、申立人の国民年金被保険者資格の種別変更手続が、平成14年7月2日に行われたことが確認でき、申立人の供述と符合する。

さらに、申立人の夫の国民年金被保険者資格の取得日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日である平成14年1月1日とし、申立人の国民年金被保険者資格の種別変更日も本来であれば同年1月1日とすべきであったにもかかわらず、種別変更日は同年4月1日とされた上、B市区町村の国民年金オンラインシステムの記録では、申立期間が第3号被保険者期間と記録されていたことが確認できるところ、同年9月25日に、第1号被保険者の資格取得日を同年4月1日から同年1月1日に変更したため、申立期間が第3号被保険者期間から第1号被保険者期間に記録訂正が行われたことが、B市区町村の保管する国民年金被保険者名簿から確認できる。

加えて、当該記録訂正は、B市区町村が管轄社会保険事務所（当時）に夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日を確認し、訂正したものと推認でき、B市区町村は、「当時、記録の訂正を行った場合は、翌月の10日までに管轄社会保険事務所に進達を行っていた。」と回答しており、管轄年金事務所は、時効が到来していない期間の記録訂正においては、過年度納付書を発行していたと回答しているところ、申立人が申立期間の保険料として納付したと供述する3万9,900円は、申立期間の保険料額と一致しているなど申立人の供述内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月ごろから同年10月ごろまで
② 昭和25年10月ごろから同年12月25日まで
③ 昭和26年4月24日から同年8月8日まで
④ 昭和26年8月9日から同年10月1日まで
⑤ 昭和26年10月11日から同年12月5日まで
⑥ 昭和28年4月ごろから同年11月ごろまで
⑦ 昭和28年11月ごろから同年12月ごろまで

昭和25年4月ごろから38年12月までの間はA社に勤務したが、その間に同社の各出張所において、B職種として従事していた。

申立期間については、A社の各出張所（申立期間①及び申立期間⑦は同社C出張所、申立期間②は同社D出張所、申立期間③は同社E出張所、申立期間④は同社F出張所、申立期間⑤は同社G出張所、申立期間⑥は同社H出張所）で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

すべての申立期間について、当時の複数の同僚が私の勤務実態について供述している上、備忘録、同僚等と一緒に撮影した集合写真及び、A社などが私の実家あてに送付した郵便物を保管しており、同社の各出張所での勤務実態の証拠になると考えるので、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が提出した備忘録、昭和26年7月にA社E出張所で撮影されたとする集合写真、申立人の各出張所の勤務内容に係る詳細な供述及び同僚の供述から、勤務期間及びA社の具体的な出張所は特定できないものの、申立人が同社の各出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿によると、申立期間①及び⑦に係るA社C出張所は、昭和25年11月26日から26年6月1日までの期間が厚生年金保険の適用事業所となっており、両申立期間については、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できるとともに、申立期間②から⑥までの期間に係るA社の各出張所は、当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立期間③当時において、A社E出張所で撮影されたとする集合写真に写っている同僚で氏名が特定できた18人について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の本社採用であるとうかがえる3人は、申立期間③を含むすべての申立期間において、同社本社にて厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、残る15人は、申立期間③において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、A社は、「すべての申立期間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、当時、当社各出張所の現場従業員は、当社各出張所で採用し、厚生年金保険の加入についても当社各出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させていない現場従業員もいた。」と回答しているところ、申立人が同郷の出身で一緒に班に所属し、同社各出張所と一緒に移動していたとして名前を挙げた複数の同僚についても、前述の被保険者名簿に氏名が確認できないことなどから、すべての申立期間当時、同社は、必ずしもすべての従業員までは、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

加えて、A社本社及び各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、すべての申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 429 (事案 184 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から24年5月まで
② 昭和24年5月から同年8月まで
③ 昭和24年8月から同年10月まで
④ 昭和24年10月から同年12月まで
⑤ 昭和25年1月から26年2月まで
⑥ 昭和26年3月から同年6月まで
⑦ 昭和26年9月から28年10月まで
⑧ 昭和29年1月から31年3月まで

すべての申立期間について、A社の各出張所等（申立期間①は同社B出張所、申立期間②は同社C出張所、申立期間③は同社D出張所、申立期間④は同社E出張所、申立期間⑤は同社F現場、申立期間⑥及び⑦は同社G出張所、申立期間⑧は同社H出張所）において、I職種として従事していた。

A社の各出張所に勤務して、同僚と同じように業務に従事していたことは事実であり、私だけが厚生年金保険に加入していないとは考えられない。

今回、同僚がA社の各出張所において一緒に勤務していた事実を供述してくれる上、新たな資料として、同社G出張所で撮影した集合写真を提出するので、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間に係る申立てについて、i) 同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社各出張所等に勤務していたことは推認できるが、申立期間①については、厚生年金保険適用事業所名簿から、A社B出張所は、申立期間①のうち昭和22年4月から23年6月1日までの期間

において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらないこと、ii) 申立期間②から⑧までの期間については、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社の各出張所は、それぞれの申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できることなどから判断すると、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができず、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の供述並びに、申立人が名前を挙げた同僚及び昭和26年7月にA社G出張所で撮影されたとする集合写真に写った同僚の供述から、勤務期間及びA社の具体的な出張所は特定できないものの、申立人が同社各出張所に勤務していたことは推認できるが、申立人は「すべての申立期間について、A社本社の採用ではなく、勤務地を移動する都度、同社各出張所で採用されていた。」と供述しているところ、前述の集合写真に写っている同僚で氏名が特定できた18人について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の本社採用であるとうかがえる3人は、すべての申立期間について、同社本社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、残る15人は、昭和26年3月から同年6月までの期間（申立期間⑥）については同社における厚生年金保険被保険者記録は無く、26年9月から28年10月までの期間（申立期間⑦）のうち27年2月から同年11月までの期間において、15人のうち13人は、同社出張所（J市区町村）における厚生年金保険被保険者記録は有るが、そのうちの4人は、当時、当該出張所には申立人と一緒に勤務していないと供述している。

また、A社は、「すべての申立期間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、当時、当社各出張所の現場従業員は、当社各出張所で採用し、厚生年金保険の加入についても当社各出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させていない現場従業員もいた。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた同僚についても、前述の被保険者名簿に氏名を確認することができないことなどから、すべての申立期間当時、同社は、必ずしもすべての従業員までは、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる上、申立人が厚生年金保険に加入し、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除を推認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 430 (事案 195 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 21 日から 63 年 12 月 21 日まで
昭和 56 年 2 月 20 日から 63 年 12 月 21 日までの期間、A 社 (現在は、B 社 C) D 支店に E 職種として勤務したが、勤務期間のうち、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

今回の再申立てに当たり、申立期間当時の同僚が新たに判明し、私の勤務実態等について供述してくれるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 雇用保険の被保険者記録などから、申立人が申立期間において A 社 D 支店に勤務していたことが確認できないこと、ii) オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、F 市区町村の記録から、国民健康保険に加入していることが確認できること、iii) 申立人は、申立期間当時の勤務実態等について、「1 日の勤務時間が 5 時間で、正規職員だった。」と主張しているところ、B 社が保管する労働者名簿に、申立人は昭和 56 年 2 月 20 日に雇用され、57 年 5 月 20 日に退職した旨が記録されており、同社は、「アルバイトに係る労働者名簿は保管していないため詳細は不明だが、申立人は申立期間当時アルバイトであったと思われる。E 職種の雇用形態には 2 種類あり、正規職員は社会保険にすべて加入させているが、G 業務のみのアルバイト (不定期雇用) は社会保険に加入させていない。」旨を回答していること、iv) A 社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、回答を得ることができた E 職種の二人は「申立人の名前に聞き覚えがない。」と回答していることなどから判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人が再申立てに当たり新たに名前を挙げた同僚（一人）から、申立人の申立期間当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について聴取したところ、当該同僚は、「申立期間中、申立事業所において申立人と一緒に勤務したが、申立人の雇用形態や厚生年金保険料の控除の有無等については、不明である。」と回答しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる新たな供述を得ることができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 10 日から 45 年 3 月 31 日まで
昭和 40 年 1 月 10 日から 45 年 3 月 31 日までA社に勤務したが、その期間について脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和 45 年 3 月 31 日)の前後 2 年以内に同資格を喪失した女性の被保険者で、同社で受給資格を満たした者のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は 5 人で、その全員が被保険者資格の喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることが確認できる。

また、事業主は、「当時の担当者は退職しており、詳細は不明であるが、脱退手当金に関する説明は、従業員から退職希望の申出があった際に口頭で行っていた。脱退手当金は、代理請求及び代理受領を行い、脱退手当金として支払っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求が行われたものと考えられる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 5 月 4 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 3 日から 36 年 5 月 1 日まで
昭和 29 年 6 月 3 日から 36 年 5 月 1 日までA社に勤務したが、その期間について脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和 36 年 5 月 1 日)の前後 2 年以内に同資格を喪失した女性の被保険者で、同社で受給資格を満たした者のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は 4 人で、その全員が被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 7 月 13 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に、同年 5 月 25 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)に回答した旨の記載が確認できるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。